

保険料払込免除特約 <保険料相当額給付金付>



保険料払込免除特約を付加しており、保険料払込期間中に、以下の事由に該当した場合、以後の保険料の払込みは不要となります。

悪性新生物(がん)



責任開始期前を含めて、初めて悪性新生物(がん)と診断確定されたとき

▲【ご注意】上皮内新生物等は対象とはなりません。

急性心筋梗塞



- 入院を継続 20 日以上したときまたは
- ・ 手術を受けたとき

脳卒中



- 入院を継続20日以上したときまたは
- ・ 手術を受けたとき

生活障害



身体障害者福祉法にもとづき障がいの等級が1~3級の身体障害 者手帳が交付されたとき

要介護



- ・公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき
- ・次のいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき
 - ・認知症による要介護状態が90日間継続したこと
 - ・寝たきりによる要介護状態が180日間継続したこと

02

保険料相当額給付金

責任開始期前を含めて、初めて上皮内新生物等と診断確定され、治療を直接の目的とする入院をした場合、保険料相当額給付金をお支払いします。



保険料の払込みは必要です。

責任開始日から90日以内に診断確定された上皮内新生物等は対象となりません。 【ご注意】保険料払込免除となった後は、保険料相当額給付金のお支払いはありません。

保険料相当額給付金額=入院日における保険料月額×24ヵ月分

※保険料相当額給付金額は、毎回の保険料を月払保険料に換算し計算をします。

お支払いは1回かぎり

上皮内新生物等とは何ですか?



上皮内新生物および皮膚がん(悪性黒色腫を除く)をいいます。なお、子宮頚部、膣部、外陰部および肛門部の高度 異形成、中等度異形成も含みます。

() 保険料相当額給付金額は毎回支払っている保険料の24ヵ月分ですか?



支払事由に該当した時点の保険料月額(月払保険料にもとづく当社の定める方法で計算した金額)を基準として計算をするので、金額が異なる場合があります。また、提携商品のメディコムプラスの保険料は含みません。

(ス) 保険料相当額給付金を受け取った後の、保険料の支払いは必要ですか?



保険料のお支払いは引き続き必要です。保険料払込免除にはなりません。

悪性新生物と上皮内新生物等について教えてください。



34ページをご参照ください。



詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」でご確認ください

責任開始期前に悪性新生物(がん)・上皮内新生物等と診断確定されていたとき

- ・保険料の払込免除、保険料相当額給付金はお支払いできません。
- ・責任開始期前に悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合、契約者は所定の期間内に当社へお申出いただくことによりこの特約を解除することができます(ただし、契約者および被保険者が診断確定の事実を知らなかった場合に限ります)。この場合、すでに払い込まれた保険料と、この特約を付加しなかった場合の保険料との差額を契約者に払い戻します。

責任開始日からその日を含めて90日以内(不担保期間)に悪性新生物(がん)・上皮内新生物等と診断確定されたとき

- ・保険料の払込免除、保険料相当額給付金はお支払いできません。 不担保期間が経過した後、新たに悪性新生物(がん)または上皮内新生物等と診断確定されたことにより給付金の支払事由または保険料の払込免除事由に該当したときは、給付金をお支払い、または保険料のお払込みを免除します。ただし、新たに診断確定された悪性新生物(がん)または上皮内新生物等が、不担保期間中に診断確定された悪性新生物(がん)または上皮内新生物等と因果関係のない場合に限ります。
- ・不担保期間中に悪性新生物(がん)と診断確定された場合、契約者は、所定の期間内に当社へお申出いただくことによりこの特約を解除することができます。この場合、すでに払い込まれた保険料とこの特約を付加しなかった場合の保険料との差額を契約者に払い戻します。